

## 南山大学一般入試成績優秀者給付奨学金規程

(目的)

**第1条** この規程は、一般入試において優秀な成績で合格した者に対して、奨学金を給付することにより、本学への入学を促し学業を奨励し全学の学力水準向上に寄与することを目的とする。

(運用機関)

**第2条** この規程の運用は、別に定める南山大学奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）がこれに当たる。

(給付金額)

**第3条** 奨学金は、入学金、授業料、施設設備費およびLL実習費の学生納入金相当額とする。

② 奨学金は、現金の支給は行わず、納入金との相殺による。

(奨学生および採用人数)

**第4条** この規程により、奨学金の給付を受ける者を一般入試成績優秀者給付奨学生（以下「奨学生」という。）という。

② 奨学生の採用人数は、毎年、各学部5名以内、短期大学部は3名以内とする。

(給付の申請)

**第5条** 削 除

(選考方法)

**第6条** 奨学生の採用は、優秀な成績で一般入試に合格した者で各学部教授会の選出に基づき、選考委員会の議を経て、学長がこれを決定する。

(誓約)

**第7条** 削 除

(給付期間)

**第8条** 奨学金の給付期間は、4年間、短期大学部は2年間とする。ただし、別に定める基準に基づき、年度ごとに給付の可否を判定する。

② 在籍期間中に休学した場合には、当該休学期間中は奨学金を支給しない。

(他の奨学金との併給)

**第9条** 奨学生は、南山大学奨励奨学金規程第2条第2号および南山大学派遣留学奨学金規程第3条に該当した場合を除き、本学の他の奨学金を重複して受給することはできない。

(資格の喪失)

**第10条** 奨学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学生の資格を失うものとする。

- 1 入学を辞退したとき。
- 2 退学したとき。

#### 第4部 一般入試成績優秀者給付奨学金規程

---

- 3 当該学部教授会が成業の見込みがないと判断したとき。
- 4 大学学則第34条または短期大学部学則第29条により懲戒を受けたとき。
- 5 奨学金を辞退したとき。

(奨学金関係事務の取扱場所)

**第11条** この奨学金の事務は、学務部学生課において、これを取扱うものとする。

#### 附 則

この規程は、2009年4月1日から施行し、2009年度一般入試からこれを適用する。

#### 附 則

この規程の改正は、2010年4月1日から施行し、2010年度一般入試からこれを適用する。

#### 附 則

この規程の改正は、2011年4月1日から施行し、2011年度一般入試からこれを適用する。

#### 附 則

- 1 この規程による奨学生の採用は、2016年度一般入試の合格者から行わない。
- 2 この規程は、2015年度以前の奨学生への給付が完了した時点をもって廃止する。